別記１

名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム利用者登録約款

第１条（用語の定義）

この約款に定める用語の意義は、次のとおりとします。

ア　利用登録者　　所定の利用者登録申込書において、本約款を承認のうえ申し込まれた方で、名古屋市が認めた方

イ　口座振替依頼者　　利用登録者のうち所定の口座振替依頼書を提出された方で、名古屋市が認めた方

ウ　キャッシュレス決済　クレジットカード、電子マネーその他現金を使用せず使用料を支払うことをいう。

第２条（利用者番号のお知らせの発行と取扱）

１　名古屋市は、利用登録者に利用者登録番号及び氏名を表記した利用者番号のお知らせ（以下「お知らせ」という。）を発行します。

２　お知らせは、原則として再発行いたしません。

第３条（登録日及び登録の有効期間）

１　利用者登録申込がなされ、名古屋市が認めた日を登録日とします。

２　名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「システム」という。）における抽選申込、抽選結果確認、当選区画の利用申込又は空き区画の予約若しくは利用申込（以下「抽選申込等」という。）のいずれも行わずに２年間経過した場合には、利用者登録の効力が失われます。

３　口座振替依頼者が前項の規定により利用者登録の効力を失った場合は、口座振替依頼についてもその効力を失うものとします。

第４条（利用者登録番号）

１　名古屋市は、利用登録者全員に異なる利用者登録番号（以下「利用者番号」という。）を設定し、所定の方法により登録します。

２　利用登録者は、他人に利用者番号を譲渡又は貸与することができません。

３　利用登録者は、利用者番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

第５条（個人パスワード）

１　名古屋市は、前条第１項の利用者番号と同時に仮パスワードを設定し、所定の方法により登録します。

２　利用登録者は、システムで抽選申込等を行う場合には、自らインターネット端末を使って前項により設定された仮パスワードを用いてパスワードを登録するものとします。

３　利用登録者は、前項により登録されたパスワード（以下「個人パスワード」という。）を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

４　システムで抽選申込等がなされ、利用者番号と個人パスワードの一致を確認してその抽選申込等を名古屋市が受け付けた場合において、個人パスワードの盗用その他の事故があり、当該利用登録者に不利益が生じた場合には、自らがその一切の責めを負うものとします。

第６条（施設利用の申込等）

１　システムにおいて、利用登録者は、インターネット端末を使って利用者番号及び個人パスワードを入力することにより、次に掲げる施設利用手続のサービスを受けることができます。

ア　抽選申込

イ　抽選結果確認

ウ　当選区画の利用申込
エ　空き区画の予約
オ　空き区画の利用申込

2　利用登録者は、前項のインターネット端末を使うほか、所定の抽選申込用専用はがきに利用者番号及び生年月日を記入し、提出することにより抽選申込を行うことができます。

3　前２項の手続によるほか、利用登録者は、所定の受付窓口（以下「受付窓口」という。）に利用者番号、氏名及び生まれた月日を申し出ることにより第１項イからオまでの施設利用手続サービスを受けることができます。

4　第１項から第３項までの手続は、所定の期間内に行う必要があります。

5　第１項ア及びウの手続は、所定の回数制限に従うものとします。

第７条（施設管理規程等の遵守）

施設の利用にあたっては、当該施設にかかる関係条例、規則その他の規程の定めに従い、定められた目的以外には使用しないものとします。

第８条（料金の支払）

1　口座振替依頼者は、当選区画又は空き区画の利用申込（空き区画の利用申込にあっては所定の期間内に申込されたものに限る。）を行った場合、口座振替依頼者の指定した預金口座から施設使用料を口座振替の方法により支払うものとします。（スポーツ市民局所管のスポーツ施設利用分を除く。また、利用日２か月前の 25 日までに支払いを完了した利用分を除く。）

2　口座振替依頼者以外の利用登録者及び前項の口座振替の方法により使用料が支払えなかった口座振替依頼者は、所定の期日までに施設使用料を受付窓口又はインターネット端末で支払うものとします。

3　前２項の手続により施設使用料が所定の期日までに支払われなかった場合、施設の利用ができなくなります。

第９条（利用券の交付）

1　前条第１項の口座振替またはインターネット端末で施設使用料が支払われた場合には、システムによりスポーツ・レクリエーション施設利用券（以下「利用券」という。）が発券できるようになるため、インターネット端末により発券またはデータの保存をしてください。

2　前条第２項により受付窓口へ施設使用料が支払われた場合には、受付窓口において利用券又はスポーツ・レクリエーション施設利用券兼領収書（以下「利用券兼領収書」という。）を交付します。

3　前２項の利用券又は利用券兼領収書は、施設を利用する際に利用登録者が携帯し、施設管理の係員等の求めに応じ提示しなければなりません。

第１０条（施設使用料の還付）

1　雨等の自己の都合によらない理由により施設を利用できなかった場合、当該施設の窓口に利用券又は利用券兼領収書を持参し、利用者番号及び生月日を申し出ることにより施設使用料の還付請求をすることができます。また、口座振替依頼者はインターネット端末を使い、利用者番号及び個人パスワードを入力することにより還付請求することができます。（スポーツ市民局所管のスポーツ施設利用分を除く。）

2　前項のほか、自己の都合により施設の利用をしない旨を当該施設の窓口に利用日の１４日前までに申し出た場合、当該窓口に利用券又は利用券兼領収書を持参（利用券においては掲示も可）し、利用者番号及び生月日を申し出ることにより、使用料の５割を還付請求することができます。ただし、キャッシュレス決済により支払いをした利用分については、支払月の翌月 25 日までは還付請求できません。

3　前２項の還付請求がなされたとき、名古屋市が使用料を還付する必要があると認めるものについて還

付します。また、口座振替依頼者がした還付請求については、口座振替依頼者の指定した預金口座へ、所定の期日に口座振替の方法により使用料を還付できるものとします。

第１１条（利用者番号及び個人パスワードの盗用等）

１　利用者番号及び個人パスワードの盗用等にあったときは、利用登録者は直ちにその旨を公園案内センター又はスポーツ情報センターへ届出てください。

２　前項の届出までに他人に利用者番号を使用され、当該利用登録者に不利益が生じた場合には、自らがその一切の責めを負うものとします。

第１２条（利用の一時停止）

利用登録者の施設使用料の支払が滞っている場合、口座振替が預金不足等の理由により振替不能となることを繰り返す場合、利用登録者が本約款に違反した場合その他特に必要な場合には、第６条第１項から第３項まで、第９条第１項及び第２項並びに第１０条第１項及び第２項の手続について、利用登録者に対して一時停止できるものとします。

第１３条（届出事項の変更）

１　利用者登録申込書及び口座振替依頼書に記載の住所、電話番号又は預金口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく受付窓口へ所定の届出を行うものとします。

２　前項の届出がないために、名古屋市（施設を管理する者を含む。）からの通知又は送付書類が延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

３　第１項の変更の届出がなされ、名古屋市が変更部分の登録を完了するまでの間に、第６条第１項から第３項まで並びに第１０条第１項及び第２項の手続がなされた場合においては、名古屋市は、変更前の登録事項に基づきシステムの運用を行うものとします。この場合において、変更後の登録事項による第６条第１項から第３項まで、第８条第１項及び第２項、第９条第１項及び第２項並びに第１０条の手続きを行わないことがあります。

４　第１項の届出を怠り、名古屋市（施設を管理する者を含む。）からの通知又は送付書類が到着しなかった場合においては、一時利用停止をする場合があります。

第１４条（登録資格の喪失）

１　利用登録者が次のいずれかに該当した場合には、利用登録者の資格を喪失します。

ア　虚偽の申込をした場合

イ　本約款に違反した場合

ウ　施設使用料の支払を怠った場合

エ　利用登録者が所定の登録廃止を届け出て、名古屋市が認めたとき

オ　住所変更の届出を怠る等により利用登録者の責めに帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、名古屋市が登録者への通知・連絡について不能と判断したとき

カ　前各号に掲げるもののほか、名古屋市が利用登録者として不適格と認めたとき

２　口座振替依頼者が利用登録者の資格を失ったとき、口座振替依頼についても、その効力を失うものとします。

第１５条（登録情報の字体）

１　利用者登録申込書及び口座振替依頼書の記入字体が、システムにおいて処理困難である場合は、類似する標準字体で登録するものとします。

２　前項により標準字体で登録した場合には、システムで表示する字体及び郵送物等の字体は標準字体となります。

第１６条（約款の変更、承認）

本約款の変更については、変更事項又は新約款を通知した後に、第６条第１項から第３項まで並びに第１０条第１項及び第２項の手続のいずれかを利用登録者が行ったとき、変更事項又は新約款は承認されたものとみなします。

別記２

名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム団体登録約款

第１条（用語の定義）

この約款に定める用語の意義は、次のとおりとします。

ア　登録団体	所定の団体登録申込書において、本約款を承認のうえ申込み、かつ、所定の口座振替依頼書を提出された団体（スポーツ市民局所管のスポーツ施設を利用する団体は　除く）で、名古屋市が認めた団体
イ　利用登録者	名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム利用者登録約款（平成６年５月３０日制定。以下「利用者登録約款」という。）第１条アに規定する利用登録者
ウ　利用者番号	利用者登録約款第４条に規定する利用者登録番号
エ　個人パスワード	利用者登録約款第５条に規定する個人パスワード
オ　団体代表者	利用登録者のうち所定の団体登録申込書を提出された方で、その登録団体の代表者として登録された方
カ　団体構成員	利用登録者のうち所定の団体登録申込書を提出し、その登録団体の構成員として登録された方
キ　キャッシュレス決済	クレジットカード、電子マネーその他現金を使用せず使用料を支払うことをいう。

第２条（利用者番号のお知らせの発行と取扱）

１　名古屋市は、団体代表者に団体登録番号及び登録団体名を表記した利用者番号のお知らせ（以下「お知らせ」という。）を発行します。

２　お知らせは、原則として再発行いたしません。

第３条（登録日及び登録の有効期間）

１　団体登録申込がなされ、名古屋市が認めた日を登録日とします。

２　名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「システム」という。）における団体としての抽選申込、抽選結果確認、当選区画の利用申込又は空き区画の予約若しくは利用申込（以下「抽選申込等」という。）のいずれも行わずに２年間経過した場合には、団体登録の効力が失われます。

３　前項の規定により団体登録の効力を失った場合は、口座振替依頼についても、その効力を失うものとします。

第４条（団体登録番号）

１　名古屋市は、登録団体全員に異なる団体登録番号（以下「団体番号」という。）を設定し、所定の方法により登録します。

２　名古屋市は、団体構成員の利用者番号に当該団体番号を付加して登録します。

３　団体代表者及び団体構成員は、他人に団体番号を譲渡又は貸与することができません。

４　団体代表者及び団体構成員は、団体番号を団体代表者及び団体構成員以外の者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

第５条（団体パスワード）

１　名古屋市は、前条第１項の団体番号と同時に仮パスワードを設定し、所定の方法により登録します。

２　団体代表者は、システムで抽選申込等を行う場合には、自らインターネット端末を使って前項により設定された仮パスワードを用いてパスワードを登録するものとします。

３　団体代表者は、前項により登録されたパスワード（以下「団体パスワード」という。）を他人（団体構成員も含む。）に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

４　システムで団体としての抽選申込等がなされ、団体番号と団体パスワードの一致（団体構成員の抽選申込にあっては団体番号と利用者番号と個人パスワードの一致）を確認してその申込等を名古屋市が受け付けた場合において、団体パスワード（団体構成員の抽選申込にあっては個人パスワード）の盗用その他の事故があり、当該登録団体又はその団体代表者及び団体構成員に不利益が生じた場合には、自らがその一切の責めを負うものとします。

第６条（施設利用の申込等）

１　システムにおいて、団体構成員は、インターネット端末を使って団体番号、利用者番号及び個人パスワードを入力することにより団体としての抽選申込手続のサービスを受けることができます。

２　団体構成員は、前項のインターネット端末を使うほか、所定の抽選申込用専用はがきに団体番号、利用

者番号及び生年月日を記入し、提出することにより団体としての抽選申込を行うことができます。
3　前２項のサービスのほか、システムにおいて、団体代表者はインターネット端末を使って団体番号及び団体パスワードを入力することにより次に掲げる施設利用手続のサービスを受けることができます。
ただし、抽選申込については、団体構成員の了承を得たうえでサービスを受けることができます。
ア　抽選申込
イ　抽選結果確認
ウ　当選区画の利用申込
エ　空き区画の予約
オ　空き区画の利用申込
4　前項の手続によるほか、団体代表者は、所定の受付窓口（以下「受付窓口」という。）に団体番号、団体名及び団体代表者の生まれた月日を申し出ることにより前項各号の施設利用手続のサービスを受けることができます。
5　前各項の手続は、所定の期間内に行う必要があります。
6　第１項、第２項、第３項イの手続は、所定の回数制限に従うものとします。

第７条（施設管理規程等の遵守）
施設の利用にあたっては、当該施設にかかる関係条例、規則その他の規程の定めに従い、定められた目的以外には使用しないものとします。

第８条（料金の支払）
1　登録団体は、当選区画又は空き区画の利用申込(空き区画の利用申込にあっては所定の期間内に申込されたものに限る。）を行った場合、登録団体の指定した預金口座から施設使用料を口座振替の方法により支払うものとします。（スポーツ市民局所管のスポーツ施設利用分を除く。また、利用日 2 か月前の 25 日までに支払いを完了した利用分を除く。）
2　前項の口座振替の方法により使用料が支払えなかった場合には、所定の期日までに施設使用料を受付窓口又はインターネット端末で支払うものとします。
3　前２項の手続により施設使用料が所定の期日までに支払われなかった場合、施設の利用ができなくなります。

第９条（利用券の交付）
1　前条第１項の口座振替またはインターネット端末で施設使用料が支払われた場合には、システムによりスポーツ・レクリエーション施設利用券（以下「利用券」という。）が発券できるようになるため、インターネット端末により発券またはデータの保存をしてください。
2　前条第２項により受付窓口へ施設使用料が支払われた場合には、受付窓口において利用券又はスポーツ・レクリエーション施設利用券兼領収書（以下「利用券兼領収書」という。）を交付します。
3　前２項の利用券又は利用券兼領収書は、施設を利用する際に団体代表者又は団体構成員が携帯し、施設管理の係員等の求めに応じ提示しなければなりません。

第１０条（施設使用料の還付）
1　雨等の自己の都合によらない理由により施設を利用できなかった場合、団体代表者は、当該施設の窓口に利用券又は利用券兼領収書を持参し、団体番号及び団体代表者の生月日を申し出ることにより施設使用料の還付請求をすることができます。また、団体代表者は、インターネット端末を使い団体番号及び団体パスワードを入力することにより還付請求することができます。（スポーツ市民局所管のスポーツ施設利用分を除く。）
2　前項のほか、自己の都合により施設の利用をしない旨を当該施設の窓口に利用日の１４日前までに申し出た場合、当該窓口に利用券又は利用券兼領収書を持参し、団体番号及び団体代表者の生月日を申し出ることにより、使用料の５割を還付請求することができます。ただし、キャッシュレス決済により支払いをした利用分については、支払月の翌月 25 日までは還付請求できません。
3　前２項の還付請求がなされたとき、名古屋市が使用料を還付する必要があると認めるものについて還付します。また、口座振替依頼者がした還付請求については、登録団体の指定した預金口座へ、所定の期日に口座振替の方法により使用料を還付できるものとします。

第１１条（団体番号及び団体パスワードの盗用等）
1　団体番号及び団体パスワードの盗用等にあったときは、団体代表者は直ちにその旨を公園案内センター又はスポーツ情報センターへ届出てください。
2　前項の届出までに他人に団体番号を使用され、当該登録団体又はその団体代表者及び団体構成員に不利

益が生じた場合には、自らがその一切の責めを負うものとします。

第１２条（利用の一時停止）

登録団体の施設使用料の支払が滞っている場合、口座振替が預金不足等の理由により振替不能となることを繰り返す場合、登録団体、団体代表者又は団体構成員が本約款に違反した場合その他特に必要な場合には、第６条第１項から第４項まで、第９条第１項及び第２項並びに第１０条第１項及び第２項の手続について、登録団体、団体代表者及び団体構成員に対して一時停止できるものとします。

第１３条（届出事項の変更）

１　団体登録申込書及び口座振替依頼書に記載の住所、団体代表者、団体構成員、電話番号等に変更が生じた場合は、遅滞なく受付窓口へ所定の届出を行うものとします。

２　前項の届出がないために、名古屋市（施設を管理する者を含む。）からの通知又は送付書類が延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

３　第１項の変更の届出がなされ、名古屋市が変更部分の登録を完了するまでの間に、第６条第１項から第４項まで並びに第１０条第１項及び第２項の手続がなされた場合においては、名古屋市は、変更前の登録事項に基づきシステムを運用するものとします。この場合において、変更後の登録事項による第６条第１項から第４項まで、第８条第１項及び第２項、第９条第１項及び第２項並びに第１０条の手続を行わないことがあります。

４　第１項の届出を怠り、名古屋市（施設を管理する者を含む。）からの通知又は送付書類が到着しなかった場合においては、一時利用停止をする場合があります。

第１４条（登録資格の喪失）

１　登録団体、団体代表者又は団体構成員が次のいずれかに該当した場合には、登録団体の資格を喪失します。

ア　虚偽の申込をした場合

イ　本約款に違反した場合

ウ　施設使用料の支払を怠った場合

エ　団体代表者が所定の登録廃止を届出て、名古屋市が認めたとき

オ　団体代表者が利用登録者の資格を失ったとき

カ　登録団体の団体構成員すべてが利用登録者の資格を失ったとき又は団体構成員の変更の届出により登録団体の団体構成員すべてがいなくなったとき

キ　住所変更の届出を怠る等により登録団体の責めに帰すべき事由により登録団体の所在が不明となり、名古屋市が登録団体への通知・連絡について不能と判断したとき

ク　前各号に掲げるもののほか、名古屋市が登録団体として不適格と認めたとき

２　登録団体が登録資格を失ったとき、口座振替依頼についても、その効力を失うものとします。

第１５条（登録情報の字体）

１　団体登録申込書及び口座振替依頼書の記入字体が、システムにおいて処理困難である場合は、類似する標準字体で登録するものとします。

２　前項により標準字体で登録した場合、システムで表示する字体及び郵送物等の字体は標準字体となります。

第１６条（約款の変更、承認）

本約款の変更については、変更事項又は新約款を通知した後に、第６条第１項から第４項まで並びに第１０条第１項及び第２項の手続のいずれかを団体代表者又は団体構成員が行ったとき、変更事項又は新約款は承認されたものとみなします。